

昭和五十八年八月五日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質九九第七号

昭和五十八年八月五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員中路雅弘君提出米戦艦ニュージャージー寄港とその事前協議に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中路雅弘君提出米戦艦ニュージャージー寄港とその事前協議に関する質

問に対する答弁書

一から八までについて

政府が従来から一貫して説明しているとおり、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文にいう「装備における重要な変更」とは、「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設」をいい、ICBM、IRBMのように本来的に核弾頭が装着される中・長距離ミサイルの我が国への持込みは事前協議の対象となる。水上艦艇又は潜水艦配備の「トマホーク」は、通常弾頭及び核弾頭の双方を装備できる核・非核両用兵器であり、核弾頭を装備した場合にはその持込みはもとより事前協議の対象となる。

日米安保条約上、艦船によるものを含め核の持込みが行われる場合はすべて事前協議の対象

となり、また、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否する所存であるので非核三原則を堅持するとの我が国としての立場は十分確保されると考えている。

政府としては、核の持込み問題については、今後とも日米安保条約及びその関連取極に従って対処していく所存である。

右答弁する。